

第 8 次大阪府医療計画における医療圏について

1. 医療圏の設定の考え方について

○都道府県は、医療法第三十条の四により医療計画において、二次医療圏及び三次医療圏を設定することとされている。

医療法における医療圏の記載

<二次医療圏(医療法第 30 条の4第2項第 14 号)>

主として病院の病床(次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位

<三次医療圏(医療法第 30 条の4第2項第 15 号)>

二以上の前号に規定する区域を併せた区域であって、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であって当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位

医療圏の設定について <医療計画作成指針(令和5年3月 13 日)抜粋>

<二次医療圏>

下記の場合、二次医療圏の見直しについて検討することとされている。

人口規模が 20 万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合(特に、流入患者割合が 20%未満であり、流出患者割合が 20%以上である場合)、その設定の見直しについて検討する。

※5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

<三次医療圏>

三次医療圏については、概ね一都道府県の区域を単位として設定するが、その区域が特に広大であることその他特別の事情がある都道府県にあつては、一都道府県内に複数の三次医療圏を設定しても差し支えない。

2. 第 8 次大阪府医療計画において設定する医療圏について

第 57 回大阪府医療審議会(令和5年3月 23 日開催)において、第 8 次大阪府医療計画における医療圏は下記のとおり承認された。

(1) 一次医療圏

○一次医療圏は、住民にとって身近で利用しやすい保健医療サービスが提供されることが可能な地域単位とし、第 7 次計画に引き続き市町村単位で設定する。

(2) 二次医療圏

○本府の二次医療圏は、国が示す二次医療圏の設定要件を満たしているため、現行の二次医療圏の地域単位を引き続き設定する。

○ただし、今後の人口構造、構成自治体、受療動向などの状況の変化を引き続き注視する。

※現在の圏域間における流出入状況は別添1のとおり。

図 二次医療圏の設定



表 二次医療圏の概況

二次医療圏	構成市町村	人口
豊能	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町	1,059,306
三島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町	757,197
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市	1,126,595
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市	817,267
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村	582,861
堺市	堺市	816,559
泉州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	870,822
大阪市	大阪市	2,756,807

出典：大阪府総務部「大阪府毎月推計人口（令和4年10月1日時点）」

○また、人口100万人を大きく超える大阪市二次医療圏については、医療機関及び関係者が多数にわたるため、引き続き、4つの基本医療圏を設定し、医療連携体制にかかる協議を行う。

【各疾病事業における医療連携体制構築を図る地域単位等について】

○二次医療圏に拘らず、引き続き、地域の医療資源や医療連携体制構築等の実情に応じ弾力的に対応し、医療連携体制の構築を図る。現在の各疾病事業における医療連携体制構築を図る地域単位等は別添2のとおりとなっている。

(3) 三次医療圏

○三次医療圏は、高度で特殊な診療機能を提供することが可能な地域単位であるため、第7次計画に引き続き、府内全域をひとつの三次医療圏として設定する。